

入間市税条例等改正要旨

〔 固定資産税及び都市計画税の証明書等 〕

＜【第1条関係】入間市税条例第18条の4、入間市税条例第73条の2＞

◆ 固定資産税等の証明及び課税台帳の閲覧等に係るDV被害者等支援措置の明確化

- 不動産登記法の改正により、登記所はDV被害者等から申し出があった場合、登記簿上の住所に代わる事項を登録し、市へ登記情報の通知を行います。その通知を受けた市は、固定資産税等の納税証明書の交付及び課税台帳等の閲覧等をする場合において、改正される地方税法第382条の4の規定により、台帳等に記載されている住所が、登記所に対してDV被害者等の申し出を行った者の住所である時は、当該住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載するものです。

[令和6年4月1日施行]

〔 個人市民税 〕

＜【第1条関係】入間市税条例第33条、第34条の9、入間市税条例附則第16条の3、第20条の2、第20条の3＞

◆ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

- 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得の課税方式について、現行制度では所得税と個人市民税において異なる課税方式の選択が可能となっているものを一致させるものです。

[令和6年1月1日施行]

＜【第1条関係】入間市税条例第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、
【第2条関係】第36条の3の3＞

◆ 個人市民税における合計所得金額に係る規定の整備

- 退職所得を有する配偶者及び扶養親族について、所得税法上では控除の対象とならないが地方税法上は控除の対象となる者を、給与所得者の扶養親族等申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び公的年金支払報告書に記載するよう規定するものです。

[令和5年1月1日施行]

<【第1条関係】入間市税条例附則第7条の3の2、【第2条関係】入間市税条例附則第25条>

◆ 住宅借入金等特別控除に係る適用期限の延長及び控除限度額の見直し

- 所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限が令和3年12月から令和7年12月まで延長されたことから、所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人市民税から控除される期間を、令和15年度から令和20年度まで延長するものです。
- 個人市民税における控除限度額については、平成25年度税制改正において、消費税の引上げに伴う対応として、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）に引き上げられていたが、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、5%（最高9.75万円）に引き下げるものです。
- 新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置による適用期限及び控除期間の延長措置については、今回の改正により包含されることとなったため、これらの規定を削除するものです。

	現行制度	改正後
適用期限	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除期間	令和15年度まで	令和20年度まで
控除限度額	所得税の課税総所得等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得等の5% (最高9.75万円)

[令和5年1月1日施行]

〔 固定資産税 〕

<【第1条関係】入間市税条例附則第10条の2第2項>

◆ 固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定の変更

- 固定資産税の課税標準の特例割合を条例に委任する「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）の対象となる施設の特例割合が変更となったため、条例でその割合を定めるものです。

課税標準の特例	対象	地方税法による割合の範囲	条例で定める割合
	<p>＜附則第10条の2第2項＞</p> <p>適用対象を令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設に限定。</p> <p>【償却資産（固定資産税）】</p>	<p>＜地方税法附則第15条第2項第5号＞</p> <p>5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下</p> <p>（大臣配分又は知事配分資産は5分の4）</p>	5分の4

[公布の日施行]

〔固定資産税・都市計画税〕

＜【第1条関係】入間市税条例附則第10条の2第25項＞

◆ 固定資産税等の課税標準の特例割合を定める規定の追加

- 固定資産税の課税標準の特例割合を条例に委任する「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）等の対象の追加があったため、条例でその割合を定めるものです。

課税標準の特例	対象	地方税法による割合の範囲	条例で定める割合
	<p>＜附則第10条の2第25項＞</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地</p> <p>【土地（固定資産税・都市計画税）】</p>	<p>＜地方税法附則第15条第44項＞</p> <p>4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下</p>	4分の3

[公布の日施行]

<【第1条関係】入間市税条例附則第10条の3第8項>

◆固定資産税等の軽減措置の拡充及び縮減並びに延長を定める規定の変更

○ 対象となる省エネ改修を行った既存住宅に係る軽減措置について、次のとおり要件を変更し、適用期限の延長を行ったものです。

※当該家屋に係る税額の軽減率（1／3、改修工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については2／3）については変更ありません。

	建築日要件	工事費要件	適用期間
現行	平成20年1月1日以前	断熱改修工事に係る費用が50万円超 (国・地方公共団体が交付する補助金等を除く。)	～R4.3.31
改正案	平成26年4月1日以前	断熱改修工事に係る費用が60万円超 (国・地方公共団体が交付する補助金等を除く。) または、断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超(国・地方公共団体が交付する補助金等を除く。)	R4.4.1 ～ R6.3.31

[公布の日施行]

〔その他〕

<【第1条関係】入間市税条例第36条の2、53条の7、入間市税条例附則第10条の2、入間市税条例附則第17条の2、入間市都市計画税条例附則第13項>

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正

<【第1条関係】入間市税条例第36条の3、【第2条関係】入間市条例附則第2条>

◆ 地方税法の改正に伴う規程の整備